

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 災害救助法に基づく救助実施市の指定申請について

資料1 災害救助法に基づく救助実施市の指定申請について

資料2 改正災害救助法に基づく救助に関する覚書

資料3 災害救助に係る神奈川県資源配分計画

平成31年2月6日

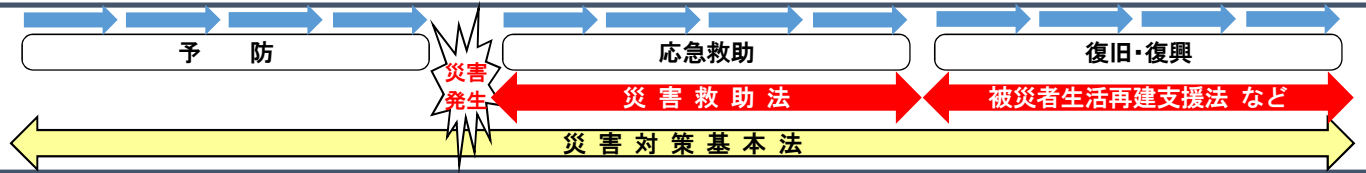
健康福祉局

災害救助法に基づく救助実施市の指定申請について

1 災害時の救助及び災害救助法の概要

(1) 災害時の救助

- ・災害時の救助については、「災害対策基本法」により市町村の役割となっているが、大規模災害の発生時においては、「災害救助法」に基づき、都道府県が救助の実施主体となる。
- ・大規模災害の発生時において、都道府県が認めたときは、救助事務の一部を市町村へ委任することができる。



(2) 災害救助法の概要

【目的】 災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

主な規定(内容)

- ・**実施体制**: 災害救助法による救助は都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長はこれを補助(必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任可)
- ・**適用基準**: 災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等
[例]人口30万人以上 住宅全壊150世帯以上
- ・**救助の種類**: ①避難所、応急仮設住宅の設置 ②食料、飲料水の給与 ③被服、寝具等の給与 ④医療、助産 ⑤被災者の救出 ⑥住宅の応急修理 ⑦学用品の給与 ⑧埋葬 ⑨死体の捜索及び処理 ⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
- ・**強制権**: 必要な物資の収用、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権を確保
- ・**経費の支弁**: 都道府県が支弁(費用の50/100~90/100の国庫負担あり)
- ・**災害救助基金**: 過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額の積立てが義務

2 災害救助法の改正(権限移譲)に係る主な経過

- ・平成26年 地方分権に関する提案募集(指定都市市長会共同提案) ※ 東日本大震災を踏まえた要請
- ・平成28年6月・7月・11月 救助権限の移譲等について要請又は意見表明 ※ 熊本地震の発生を機とした要請等
- ・平成28年12月~平成29年12月 災害救助に関する実務検討会(全5回)
- ・平成30年2月・3月 災害救助事務の連携強化に関する協議の場(全4回)
- ・平成30年4月 災害救助法の見直しに係る指定都市市長会要望 ※ 国の法改正の動向等を踏まえた要請
- ・平成30年6月 改正災害救助法の成立(→平成30年12月「災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令」の公布等)

3 災害救助法の改正内容(救助実施市制度の創設)

【改正の概要】

施行期日:平成31年4月1日

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、**救助実施市**が自らの事務として被災者救助を行うことを可能にする。

① 救助実施市の指定

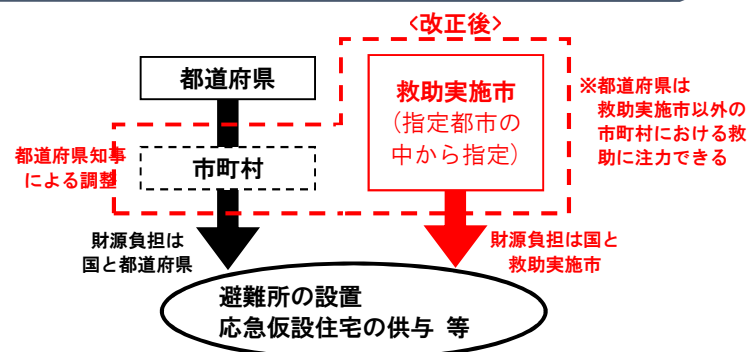
- ・内閣総理大臣が申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市を指定する。
- ・指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴く。

② 都道府県による調整

- ・都道府県知事は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行う。

③ 災害救助基金

- ・救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助資金を積み立てなければならない。



改正効果

- ・最大2,700万人(全国20指定都市の人口)の被災者の救助を迅速かつ円滑に行える。
- ・その他市町村の被災者の救助も迅速化が期待できる。

施行期日

平成31年4月1日

4 災害救助事務の権限移譲等に係る庁内検討

(1) 庁内プロジェクト会議の設置

災害救助法の改正を踏まえ、災害救助事務の権限移譲・事務委任に係る課題抽出や対応方針等を検討するため、関係部署で構成する災害救助事務の権限移譲等に係る『庁内プロジェクト会議(局長級)』及び『ワーキンググループ(課長級)』を設置して、検討を進めた(平成30年9月設置)。

庁内プロジェクト会議(局長級)									
総務企画局	危機管理室	財政局	経済労働局	健康福祉局	まちづくり	建設緑政局	上下水道局	事務局	教育委員会
ワーキンググループ(課長級)									
上記局(室)の関係課による検討									

(2) 検討の取りまとめ(要旨)

市民の生命や財産を守るため、被災者のニーズへの迅速かつ的確な対応が可能になるとともに、大都市としての役割の分担や機能の発揮により県内全体の救助の迅速化が期待できることから、救助実施市の指定に向けて、早期に準備を進める。

5 救助実施市の指定基準及び対応状況

【基準1】当該申請市を包括する都道府県との連携体制の確保(救助実施市令第2条第1号)

- ・災害救助法に関する「県と政令市の協議」に参画し、協議・調整体制を構築
 - ⇒ ○ 神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施と民間団体等との連携強化に関する「覚書」の締結
 - 神奈川県から資源配分計画の公表 [いずれも平成30年12月27日付け]

【基準2】円滑かつ迅速に救助を行うための必要な体制の整備(同令第2条第2号)

- ・危機管理部門の総合調整機能に基づく体制の確保
- ・救助事務所管局における確実な救助に向けた庁内調整
 - ⇒ ○ 各救助事務の取組状況・課題・方向性を庁内で共有し、救助事務所管局が主体的に取組みを推進

【基準3】円滑かつ迅速に救助を行うための必要な財政基盤の確保(同令第2条第3号)

- ・災害救助基金の当初予算案計上
- ・災害救助基金の設置(基金条例一部改正議案の提出)

【基準4】救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制の確保(同令第2条第4号)

- ・県の「(仮称)災害救助に係る連絡会議」等を活用した4県市連携による関係団体等との連携体制の構築

【指定に向けた考え方】

指定基準に関する調整については、概ね対応の見通しが付いたことから、大規模災害時に本市が実施主体となって、より迅速かつ実効性のある災害対策を講じることが出来る体制を早期に整える。

⇒ 改正法施行日である平成31年4月1日付けの「救助実施市の指定」を目指す。

6 救助実施市に係る他都市(指定都市)の状況

項目	自治体名
指定申請を予定する市の状況	仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 [13指定都市]
上記のうち、平成31年4月1日付け指定を予定する市の状況	仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 [10指定都市]

※ H30.12.11付け「指定都市市長会調査結果」を基に一部更新

7 今後の主なスケジュール

- ・平成31年2月12日 基金条例の改正議案の提出
- ・平成31年2月中旬 指定申請書等の4県市調整申請に向けた国への事前確認
- ・平成31年2月下旬 救助実施市の指定申請
- ・平成31年4月1日 救助実施市の指定(予定)

(写)

改正災害救助法に基づく救助に関する覚書

改正災害救助法（平成31年4月1日施行）第2条の2に基づく、救助実施市の指定に向け、神奈川県（以下「県」という。）と川崎市（以下「市」という。）は下記事項に合意し、その証として本覚書2通を作成し相互に各1通を保有するものとする。

（神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施）

第1 県及び市は、県が市の協力の下で策定する「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備に努める。

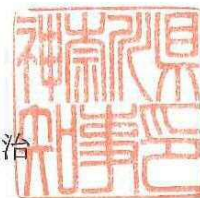
また、資源配分計画の主要事項について、今後、県、市双方の地域防災計画に反映させる。

（民間との連携強化）

第2 市は、民間団体等との協定等の締結に努め、県の広域調整の下で救助を実施する連携体制を確保する。すでに協定を締結済みで、改定を行わない団体についても、県の広域調整の下で救助が実施されることについて周知し、認識を共有する。

平成30年12月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治



川崎市市長 福田 紀彦



災害救助に係る神奈川県資源配分計画

1 策定の目的

複数の市町村に災害救助法が適用されることが想定される大規模災害時に、県の広域調整の下で、公平で迅速な救助が行えるよう、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

2 策定の理由

これまで大規模災害時には、災害救助法を適用し、県が実施主体となり、市町村への事務委任を通じて救助を実施する体制であったが、平成30年6月に、同法が改正され、国の指定により、政令指定都市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

そこで、救助の主体が複数になることも想定される中で、大規模災害時に県域全体として、公平な救助を迅速に実施するため、災害対策基本法及び改正災害救助法に基づく県の広域調整権の下で、市町村の被災状況に応じて、円滑かつ適切に資源配分を行う必要がある。

3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者へ公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(対象となる資源の例)

- ・被災者に提供する水、食料、生活必需物資などの救援物資
- ・救援物資等の輸送手段や物資拠点
- ・応急仮設住宅（建設型、借上型）
- ・医療資源（保健医療活動チーム、医療機関、医薬品等）
- ・国がプッシュ型で提供する資源、県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、九都県市など、広域的な枠組みを活用して調達する資源
- ・その他、指定（地方）公共機関など、広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(対象外となる資源の例)

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域商店会等から調達する物資などの地域密着型の物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

4 適用する事態

複数の市町村で災害救助法が適用される広域的な災害とする。なお、救助実施市のみが同法の適用となる局所災害においては、計画は適用せず、救助実施市は、自ら資源を確保し、県は、被災市の資源の確保が迅速で適切にできるよう、支援することとする。

5 資源配分の目安

県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定に基づく、資源配分の目安は、「別表」のとおりとする。

これを基に、県、救助実施市は必要な事前の準備を行い、資源配分計画が適用される災害にあっては、次項に基づき、被災の状況に応じて、資源供給計画を策定し、資源の供給を行うこととする。

また、大規模水害など、地震以外の災害においては、目安の設定は行わず、被災状況に応じて、次項の手順に準じて資源の配分を行うこととする。

なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部（県統制部）と連携して資源配分・供給を行うものとする。

6 資源供給計画の策定

物資の配分については、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災害対策基本法第 86 条の 16 第 2 項）」及び市町村の要請を受けて県が調達・供給するプル型支援（同法第 86 条の 16 第 1 項）に分けて、手順を整理する。

（1）プッシュ型支援

国の首都直下地震等の応急対策計画では、国は発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し、4 日目以降、順次、県が、市町村が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。国のプッシュ型支援における資源の供給計画の策定手順は次のとおりとする。なお、県がプッシュ型支援を行う場合にも、同様とする。

ア 資源配分の目安の確認

県統制部において、震度情報などから、類似の地震を推定し、「別表」に基づく資源配分割合の目安を確認し、資源供給の準備を行う。

イ 資源供給計画の策定

市町村等からの被害報告、県の現地災害対策本部などからの情報を基に、概括的な被害情報を整理し、推定される避難者数などを基に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模、時期など、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。

なお、発災後 3 日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3 日目までに物資が不足する市町村から要請があった場合には、県が次項のプル型物資の手順による緊急調達を行う。

(2) プル型支援

市町村からの物資等の要請を受け、県は、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関などに対して応援要請を行い、市町村に供給する。その際の資源供給計画の策定手順は次のとおり。

ア 市町村の支援ニーズの把握

県統制部が、県の災害情報管理システムや現地災害対策本部などからの情報を基に、市町村の物資のニーズを把握、整理する。

イ 資源供給計画の策定

県統制部が、物資等供給事業者や全国知事会などの応援による供給可能量、輸送時期を把握し、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

なお、広域調達した物資は、県の広域物資拠点で受け入れ、市町村が指定する地域内輸送拠点等に輸送する。

7 資源供給計画の策定の体制

県統制部・被災者救援班に、救助実施市、物資等輸送関係団体のLO（情報連絡員）等による資源配分連絡調整チーム（仮称）を設置し、資源配分の日安の確認、資源供給計画の策定、物資の集配拠点の指定、輸送手段の確保などの調整を行う。

救助実施市は、発災後、速やかに、資源配分の判断ができる立場の職員及び救助実施市の災害対策本部との連絡調整ができる職員を、県統制部に派遣する。

なお、医療や応急仮設住宅など、個別の計画に基づく資源配分は、県災害対策本部の所管部が、必要に応じ、救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行うが、県統制部に設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）で調整が必要になった場合は、第10項の連絡会議（仮称）の構成員を招集し、適宜、調整を行うことができることとする。

8 特別基準の協議

県統制部及び救助実施市は、国と特別基準を協議する場合は、公平な救助を実施するため、できるだけ事前に情報を共有する。また、国との協議結果についても同様に共有する。

なお、個別の計画に基づく配分を行う資源に係る特別基準を協議する場合についても、県災害対策本部の各部は、救助実施市の担当部署との間で情報を共有し、その情報については、県統制部とも共有するものとする。

9 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用（県にあっては、事務委任に基づき委任を受けた市町村が繰替支弁をした費用を含む）について、それぞれ、求償に応じる。

その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように、留意するものとする。

10 平時における取組

(1) 災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

県は、常設の災害救助に係る連絡会議（仮称）を設置し、これを毎年1回以上開催し、資源配分計画の検証、連携体制の確認を行う。

なお、会議は、次の者によって構成するものとし、詳細は別途要綱等により定める。

- ・ 県、救助実施市、市長会、町村会
- ・ 内閣府、国の地方機関
- ・ 物資等輸送関係団体
- ・ 建設・不動産関係団体
- ・ 医療関係団体
- ・ 指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・ 協定事業者
- ・ その他 災害救助法に基づく委託団体（日本赤十字社神奈川県支部）

(2) 連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、連絡会議（仮称）の構成機関は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、関係機関で共有する。

(3) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保など、県が設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）の設置、運営訓練を定期的実施する。

(4) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するため、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

また、物資の円滑な供給を確保するため、物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

11 救助実施市以外の市町村の支援

(1) 平時

県は、本計画に基づき、公平な救助の実施が行えるよう、災害救助法の事務委任に係る事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修等の充実に努める。

また、市町村の資源の確保を迅速で適切に支援できるよう、協定のさらなる充実など、国や民間企業等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時の対応

県は、事前の取決めにに基づき、市町村に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施する。また、救助実施市は、被災の状況に応じ、自らの資源を活用し、県の広域調整の下で、救助実施市以外の市町村の支援に努める。

別表 （資源配分の目安）

	都心南部 直下型地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震
横浜市	6 強	6 強	5 弱	5 強	5 強	7	7
	554,430	259,330	0	19,550	25,260	1,587,310	1,706,930
	4 2 %	6 3 %	0 %	2 2 %	2 0 %	4 2 %	4 2 %
川崎市	6 強	6 弱	4	5 強	5 強	7	7
	479,060	5,620	0	14,850	31,040	428,590	484,060
	3 6 %	1 %	0 %	1 7 %	2 4 %	1 1 %	1 2 %
相模原市	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 強	6 強
	85,980	450	0	10	430	81,920	81,920
	6 %	0 %	0 %	0 %	0 %	2 %	2 %
政令指定 都市以外 の市町村	6 強	6 強	6 強	6 弱	6 弱	7	7
	180,000	142,850	61,520	51,680	69,440	1,647,230	1,710,090
	1 3 %	3 4 %	1 0 0 %	6 0 %	5 5 %	4 3 %	4 2 %

上段は最大震度、中段は避難者数（人）、下段は資源配分割合（小数点以下切り捨てで記載）をそれぞれ示す。

※ 上表は、県の地震被害想定での避難者数を基にした資源配分の目安である。実災害時には、ライフラインや住宅などの被災状況、地域の特性、市町村のニーズなどを総合的に判断した上で、県の広域調整の下、資源配分を行う。